

令和7年(2025年)6月紀北町議会定例会会議録

第3号

招集年月日 令和7年6月3日(火)

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 令和7年6月11日(水)

出席議員

1番 脇 昭 博

3番 岡 村 哲 雄

5番 原 隆 伸

7番 奥 村 仁

9番 太 田 哲 生

11番 近 澤 チヅル

13番 家 崎 仁 行

2番 宮 地 忍

4番 大 西 瑞 香

6番 東 篤 布

8番 樋 口 泰 生

10番 瀧 本 攻

12番 入 江 康 仁

14番 平 野 隆 久

欠席議員

なし

早退議員

6番 東 篤 布

地方自治法第121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾 上 壽 一	副 町 長	中 場 幹
会 計 管 理 者	宮 本 忠 宜	総 務 課 長 補 佐	佐々木 猛
財 政 課 長	上ノ坊 健 二	危機管理課長	家 倉 義 光
企 画 課 長	上 村 毅	税 務 課 長	直 江 憲 樹
住 民 課 長	世 古 基 樹	福祉保健課長	直 江 和 哉
老人ホーム 赤 羽 寮 長	東 雅 人	環境管理課長	垣 内 洋 人
農林水産課長	高 芝 健 司	商工観光課長	岩 見 建 志
建 設 課 長	井 土 誠	水 道 課 長	宮 原 優
海山総合支所長	玉 本 真 也	教 育 長	松 島 功 城
学校教育課長	直 江 仁	生涯学習課長	長 井 裕 悟

職務の為出席者

議会事務局長	上 野 隆 志	書 記	鶴 田 博 樹
書 記	源 口 晴 子	書 記	奥 川 賀 夫

提 出 議 案 別紙のとおり

会議録署名議員

14番 平 野 隆 久	1 番 脇 昭 博
-------------	-----------

議事の顚末 次のとおり記載する。

(午前 9時 30分)

入江康仁議長

皆さん、おはようございます。

それでは定刻になりましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

入江康仁議長

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

なお、朗読は省略させていただきますので、ご了承ください。

入江康仁議長

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第 1

入江康仁議長

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

14番 平野隆久議員

1 番 脇 昭博議員

のご両名を指名いたします。

日程第 2

入江康仁議長

次に、日程第 2 一般質問を行います。

本日の質問者は 3 人といたします。

運営については、議員の発言の持ち時間は 30 分以内とし、持ち時間の残りを残時間表示用のディスプレイ画面で質問者に対し周知することにいたします。

質問の方法については、会議規則第 50 条ただし書きにより、議員の質問は全て質問席から行うことを許可いたします。

最初に通告した全ての事項について質問することも可能でありますし、通告した事項について 1 項目ずつ質問することも可能であります。

町長等による反問については、会議規則第 51 条の 2 の規定により認めることとし、反問に対する答弁の時間は議員の持ち時間に含めないことといたします。

また、一般質問は通告制でありますので、通告の内容に基づいて行っただき、要望やお願い、お礼の言葉を述べないよう十分注意をしていただきますようお願い申し上げます。

なお、事前に質問の相手を通告してありますが、一般質問の調整も行われていることと思いますので、基本的には町長から答弁をしていただき、数字的なことや事務の執行状況など担当課長等の答弁は最小限にとどめていただき、議事の運営にご協力をくださるようお願い申し上げます。

それでは、11 番 近澤チヅル議員の発言を許します。

11 番 近澤チヅル議員。

11 番 近澤チヅル議員

おはようございます。

11 番 近澤チヅル、6 月議会の一般質問を行います。

物価高によって、町民の皆様の暮らしはますます厳しさを増しております。この 6 月にも、1,900 品目を超える食品が値上がりし、今年 1 年間で値上げされる食品が 2 年ぶりに 2 万品目を超える可能性が高いというデータもございます。町民の皆さんが集まれば、生活が大変、見通しが立たない、苦しくなるばかり、いつまでこの状態が続くのかと嘆いております。

平和についても同様です。アメリカのトランプさんの発言、また、世界を見れば、あちらこちらで戦争状態が続いており、いつ核兵器が使用されるのではないかという不安が漂っています。

その上にして、主食である米不足が喫緊の課題となっており、農家も食卓も危機状態を迎えています。頼りの年金も目減りし、賃金も物価は高いのに値上げはされておりますが追いついておりません。老いも若きも今後の未来への不安と不満を募らせています。

そのような中ですが、笑顔で過ごしていけるよう、そして私たちの愛する紀北町をよりよい町にするため、それを目指して一般質問を行います。

まず、1問ずつの小さな一つずつについて質問をさせていただきます。

大きな1番、深刻な物価高騰に対する町独自の対策を。

冒頭でも述べましたが、町民の生活はもはや限界が迫っています。国もそれを見て、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を出しました。そして、その補正予算で、折しも私が12月議会で提案した各支援が、この交付金を用いて3月議会を通して実現しました。議員の皆様のもとにもお配りさせていただきました。

その中身として、給食費減免事業として1年分の給食費の無償化など、そして、保育料減免事業として0から2歳児の保育料1年分を免除、子どもの医療費助成事業として、中学生の通院、高校生の入通院の無料化が実現しました。これは、主に子育てに対する支援を行っております。その他の町民の皆様の支援も、今後必要になってくるのは間違いありません。この交付金を利用して、よりよい支援を求めたいと思います。

1、低所得者の皆様に対する支援を求めます。

食料品における通年の値上げは、帝国データバンクによると、9月までに前年の9割強に達するとされており、値上げのペースが高まっています。毎日食べるお米もこれに含まれます。気楽にお米が食べられないのは大変な問題です。低所得者の皆さんに対して米価交渉資金の支給を求めます。町長の見解をお伺いいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

本日2日目、近澤議員のご質問からご答弁をさせていただきます。

議員お話のように、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の事業推奨メニューとして

は、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援が主たる目的でございまして、本町では、特に物価高騰の影響を受けやすい子育て世帯への支援を事業化いたしました。また、令和6年度低所得世帯支援枠については、住民税非課税世帯1世帯当たり3万円、そのうち子育て世帯については、子ども1人当たり2万円を加算して給付するものと決定されましたことから、令和7年第1回臨時会で予算を計上し実施したところでございます。

町として何かをとというお話でしたが、今、国のほうのこの臨時交付金が、また再度出るようなことがあれば、いろいろと工夫していきたいと思いますが、この全体的なお米の問題とか、全体的な物価高、これは一自治体として対応できるようなレベルではございませんので、国のほうもいろいろと施策を考えていただいて、自治体のほうに予算も含めた上で下ろしていただきたいなと思っております。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

今、町長が支援とおっしゃっていただいたのは、国の支援でございますね。

臨時交付金、今年の3月議会で認められたのは、去年の補正予算の部分で、国の予算、2025年の分はこれからになりますね。6月が多分、その締切りだと思うので、私はそれらを利用していろいろお願いしたいと思っております。

今、備蓄米がトレンドになっています。あまりにも高い米に対して、農林水産大臣はお米大臣と称して備蓄米の放出の2回目を行いました。同じ5kgの米が4,000円を超える中、2,000円を切る値段での備蓄米を提供し、それに国民の皆様も殺到している映像が、連日テレビをにぎわしています。

でも、よく考えれば、備蓄米は、国民の税金で備蓄された米であって、それを食卓の危機だからと、再度国民に販売している、これはおかしいものではないかと私は思いますし、ネット上でもそういう声がたくさん上がっております。

そもそも税金が投入されているのですから、販売ではなく、欲しい人に無料で配るのが本来の姿ではないかと思えますし、現に、私も所属しておりますが、尾鷲市の民間フードバンクに入って、毎月、100円食堂とか、お昼ですね、フードバンクを配っておりますが、私も配らせていただいております。

その民間のフードバンクですが、そこには5月12日に政府に申請してあったんですけれども、1回目の備蓄米が210kg、無料で届きました。私もその中の各、皆さん、私、8軒くら

いしか配っていないんですけれども、1kgずつ配らせていただきました。そこで、わがらの健康という民間のあれですけれども、5月12日、フードバンク尾鷲に政府備蓄米210kgが届きました。次は8月に申請します。こういうことも無料で行われております。

ですから、町でもぜひ、町独自でこの交付金を使って実施していただく、金額は申し上げませんが、1万円とか5,000円とか、そういうことが町独自で支給されたら、町民の皆さんの懐具合が少しでも潤い、笑顔が生まれると思いますが、再度、町長の考えをお伺いいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

逆にお尋ねしたいんですが、この交付金が新たに、また、次回出るということによろしいんですか、認識。私どもはそこところが、まだきっちり判断できておりませんが、今まで出たところの交付金については、先ほど、議員がおっしゃったように、3月の当初予算に上げさせていただいて、議決していただいたので、今後、どういうものが出るかというのは、我々情報は持っていないですよね。これからですね。

ごく僅かな追加分というのが、僅かという失礼、少しだけ出るの聞いていますけれども、とても全世帯、全町民に行き渡るような金額ではございません。追加分として出た分ですね。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

これ、議会と自治体という本ですけれども、財政課長はうなずいておられましたけれども、出るという、3万円、そして先ほどもそれを使ってのものなんです、町にも来ると、私は聞いておりますので、そこら辺のところは、また、財政課長もおられますので、どちらかお聞きしたいと思います。

（「ちょっと財政課長の前に、いいですか」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

追加の分が1,000万円出るというような話は聞いているんですが、前回、この子育てに使

わせていただいた6,000万円、7,000万円、そういう桁のちょっと違うような金額は、私は情報は持っておりません。

財政課長から答弁いただきます。

入江康仁議長

上ノ坊財政課長。

上ノ坊健二財政課長

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、こちらについては、まだ詳しい情報は、財政課のほうにも届いておりませんでして、恐らく国のほうはいろいろと検討しているというふうな情報は聞いているんですけども、まだ具体的な金額であったりとか、どういった施策に活用できるのかとかというふうなところは、すみません、私のほうではまだ確認はされておられません。

以上です。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

詳しく調べて、私の言っていることはそんなに間違っていないと思いますので、ぜひ調べていただきたい。ここにはそういうのが書いてありますので。これ、住民税非課税世帯、低所得者の方にとという提案をさせていただいております。いろいろ使えるんですね。補正予算のほかにつく。

それと同時に、自治体独自の財源も使ってしていただかなければならない、補正予算の部分と同じになると思います。

続きまして、2番目に移りたいと思います。

国民健康保険の子どもに対する均等割について質問します。これも何回か質問しております。

他の健康保険には、子ども分の均等割がありません。しかし、国民健康保険には、子どもの分の均等割が存在しており、子どもが産まれた途端に保険料が上がるという仕組みがあります。これは、少子化が叫ばれている日本において、子どもができたのに負担が増えるという、かえって少子化を深刻化させる仕組みになっております。国もこのことを深刻に捉え、未就学児に限り均等割の半分を国が負担することを、令和4年度から開始しております。しかし、残りの半分の負担は、家庭に重くのしかかっています。

ぜひ、紀北町としてもこの半分以上を町独自、負担することを検討していただきたい。町長の
見解をお伺いいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員、今おっしゃっていただいたような答弁になるんですが、未就学児に係る国民健康保険料の均等割額につきましては、所得に応じて2割、5割、7割の軽減を既に行っておりますが、令和4年度から子育て世帯の経済的負担を軽減するのを目的とした国の法改正によりまして、従来の軽減に加え、さらに5割の軽減を国の制度として行っていただいております。
以上です。

(「町独自でという……」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今のところ、現時点、考えておりません。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

もう三重県内では実施している市もあります。ぜひ、そちらのほうで研究していただいて、子育てしやすい紀北町を目指して頑張っていっていただきたいと思います。

それでは、家賃助成についてお伺いします。

町営住宅についての家賃軽減についても2回目の質問となっております。

今、物価が高騰しており、町民の皆さんの暮らしは厳しさを増しております。また、年金生活者においては、マクロ経済スライドによって、物価が上がっているのに年金がそれに応じて上がらない状態になっております。さらなる生活苦となっております。それ以外の方であっても、水道光熱費の値上がりによって、これから共益費などがさらに値上がりするという情報も、そしてそこにお住まいの皆さんの不安の声も聞いております。

かつて、私が質問しましたところ、町長は、災害のときや生活が著しく下がってしまったとき、また、生活保護とかいろいろ減免する制度があるから、そういったものを活用したらよいのではないかという回答だったと思います。

今現在、生活を見ますと、異常気象が限界に達しつつあり、四季が夏冬の二季になり、災害リスクは上がる一方、年金は減り、物価が上がり、米は買えないというような、大災害時に匹敵するほどの困難な状態となっています。このことから、今すぐにでも、家賃に対する補助が必要であると考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まずは、町営住宅の家賃というものをお話させていただきます。

公営住宅法によりまして、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、または転貸することによりまして、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としたしておりまして、入居者の収入及び公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数、その他の事項に応じて、近傍同種の家賃以下となっているところでございます。

また、著しく収入が低い世帯や、急病や失業などの状況で家賃の支払いが困難になった場合には、紀北町営住宅の家賃または敷金の減免もしくは徴収猶予等実施要綱にて減免できるよう規定されておりますので、その制度を利用いただければと思います。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

全く同じ答えて、その当時より今のほうが暮らしが大変という認識が、町長には欠けておられるのではないかと思います。どうぞ、現場の皆さんの声を聞いて、くみ上げていただきたいと思います。

それでは、高齢者世帯へのエアコン補助についてを質問いたします。4番です。

これについても昨年から要求して、高齢者世帯へのエアコン補助は、昨年度24年に実現しました。でも、条件が厳しかったこともあり、昨年の利用者は1件のみであると伺っております。

せっかくの予算ですのに、そのことがあってか、現在は要件を緩和し75歳以上の住民税非課税世帯の方を対象に、申請することができると広報で募集をしておられました。一見すれば、独り暮らしでなくても申請ができるようになる、よい部分も見られますが、私の知っているところでも、高齢者の親と同居している75歳未満の病気が原因で働けない世帯も存在しています。このうちにはもちろんエアコンを設置するだけの余裕はありません。

しかし、今回の補助の条件では、このように困っている人たちに、使いたい人たちに届かない補助になってしまっています。何とかできないかと、現場を見ているヘルパーさんなど専門の方々に伺ったとき、書類だけで判断するのではなく、実際に現場を見て、状況に合わせて使うことが検討できる、そのような制度にしていかなくは弱者を救えないと言っておられました。

高齢者世帯へのエアコン補助を求めますが、正確には、高齢者世帯などのエアコン補助を求めたいと思います。高齢者75歳以上など、などを入れていただきたいと思います。

また、現在の書類のみの審査ではなく、状況に合わせて申請することができるよう、そのような補助に、重ねて、していくべきだと思います。町長の考えをお伺いいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

このことについても、まずはエアコン助成のことについてから述べさせていただきます。

高齢者世帯へのエアコン助成につきましては、令和6年度から高齢者の熱中症による事故を未然に防ぐため、対象住宅にエアコンを設置した75歳以上の高齢者世帯に対して行っているところでございます。

補助対象者は、町内に住所を有する75歳以上の独り暮らし高齢者、または75歳以上の高齢者のみで構成される世帯で、世帯員の全員が町民税非課税である方、対象住宅は、高齢者世帯が現に居住する住宅であって、エアコンが設置されていない、または既に設置されているエアコンが故障等の事由により使用できない住宅、補助対象経費につきましては、エアコンの購入及び設置に要する費用で、エアコンは町内の事業者が販売及び設置を行うものに限るとしております。補助金の限度額は5万円で、1世帯につき1回限りという制度でございます。

議員おっしゃるように、この使い勝手が悪いという部分があるので、そのことについては、検討はさせていただきたいと思いますが、その基準がどこにするかということで、しっかりやらないと、ここの境目とか、あっちがこっちがという話、公平性に欠ける部分がございますので、検討はさせていただきます。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

ぜひ、検討していただきたいと思います。

去年、欲しいけれども申請できなかった方が、もし入ったとしても、電気代が高くてうちは申請できなかったと言っております。ぜひ、電気代に対する補助もしていただきたいと思っています。

国は、体育館のエアコンを設置してあった場合、今年度、光熱費は国が援助するという予算がついております。このように異常気象の中で変わってきておりますので、ぜひ、電気代に対しても温かい心で接していただき、補助をお願いしたいと思います。

（「答弁」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるのは、今日ご質問いただくのを全て読ませていただいても、それはあればいい、できればいいというものでございます。我々も反対するわけではありませんが、そこには、やっぱり財政とか財源、そういったものもございますし、公平性、そういったものもございますので、そこはできることからやっていきたいなと思いますけれども。

ただ、先ほども申し上げたように、一自治体でできることというのは限られております。うちは0.27だったですか、三割自治のところなので、国からの交付税、交付金に委ねているところがございますので、議員おっしゃるように、新たな交付金がまた生まれたら、そういう満遍なく配るのか、低所得者や生活に困っている方にするのか、それはまた新たに判断をさせていただきたいと思いますが、一自治体として動くには、ですから国の方向を、しっかりとした方向性を出していただきたいなと、そのように思います。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

その方向でお願いしたいと思います。

小さな三割自治体以下ですか、この町だけでは難しいという話もありましたけれども、基金を活用していただきたいと思います。

ですから、国や県へ町民の皆さんの要望を伝えていただきたいと思います。

県に対しては、物価高騰対策資金の支給をすること、そして国にも、さらなる物価対策を要求すること、声を上げていただきたい。そして、消費税を5%に、インボイスを中止する

こと、年金減額を中止すること、最低賃金及び中小企業への賃金値上げの支援策を講じることなども含めて、町民の皆様の思いを国や県に発信するべきだと思います。

最後にお尋ねいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

いろいろなことで、先ほども申し上げたように、国のほうがしっかりとかじ取りをしていただく、これ大事だと思っております。

ただ、これも先ほどと一緒に、一自治体がどうやっていくかという話ではなしに、町村会などから国・県に対する要望を毎年出しております。その町村会でも議論させていただきたいと思ひますし、私自身、昨日申し上げたんですけれども、町村会の副会長になりました。いろいろと直接、知事などそういった方にもお話できる立場になりましたので、そういったものも踏まえて、全体として要望しないと弱いものというか、一つの町がどれだけ話しても難しいと思ひますので、それぞれ国や県にしっかりと現状を把握して対応していただくようなお話をさせていただきたい、そのように思ひます。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

ぜひ、その方向でお願いして、町民の皆様の笑顔が増えるようにしていただきたいと思いますと思ひます。

それでは、2番目の残土問題についての質問に移ります。

今回も、毎行行っておりますが、残土問題についての1、現状と認識について問ひます。

令和5年8月に残土、改良土が上里の上流の部分に持ち込まれました。命の水が危機にさらされ、上里の自治会は、令和6年9月に785筆もの署名を集め、町に届けられました。残土撤去や条例改正などが求められました。それから、今年、事業者に対して措置命令が2月に出され、3月28日に期限が来ましたが、その後、回答もなかったため、紀北町は5月14日付で業者を刑事告発し、受理されました。その後、何らかの動きがあったと思ひますが、現状はどうなのかお伺ひします。

また、現状をどのように認識しているのかをお伺ひします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

残土の問題でございます。

議員が、今、お話いただいたとおりの答弁になってしまうと思いますが、よろしくお願いします。

上里地区における町条例に違反する盛土に関しましては、措置命令の履行期限が3月28日までとなっておりましたが、残念ながら是正措置は行われませんでした。その後、4月21日に事業者に対して催告書を発出しましたが、是正はもちろん、一切の連絡もない状況でございます。

町といたしましては、このような行為に対して厳しい態度で臨んでいく必要があると考え、5月14日に三重県尾鷲警察署に告発状を提出し、受理されたところでございます。

今のところはそういった現状でございますので、あとは警察の判断にお任せするというところでございます。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

同じ問いと同じお答えだったんですけれども、現状は言えないという部分だと思うんです。しかし、上里区民の皆さんの関心は、早く残土を撤去することもあります。そして、その情報を得たいというのが、今も何よりも思っていると思います。要するに、これに関しては、具体的にどのように土砂を撤去させるのか、ビジョンが全く町民に対して開示されていないのが現状であると思います。

実際に、町長は、事業者ができなければ所有者に撤去させるともおっしゃっております。しかし、これについても、具体的にどのように撤去を命令するのか、姿が見えておりません。これでは、到底、町民は安心することはできません。出せない部分もあるでしょうが、それを分かった上で町民を安心させることも、町長の重要な仕事だと思います。

改めて、今後の土砂撤去に関してのビジョンを含めてお伺いいたします。

ご自身の自宅付近に突如として残土が置かれたくらいの気持ちで考えていただきたい。目の前にあるのに言えないと言われる人の気持ちを考えてください。答弁をお願いいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

現実に、我々はそれ以上の情報が入っておりませんので、そこから先は分からないというのが現実でございます。ただ、土砂撤去については、行為者に対してしっかりと求めていく、そして土地所有者にも責任がございますので、条例にも書いてありますが、そういったことでやっていくということでございます。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

3月議会のときと同じ答弁で、3か月たっても、その部分については進んでいないのは残念です。

それでは、肝心の、2つ目の条例改正についてお伺いいたします。

今回の事案に関して、私はもうこの残土に対する一般質問をするたびに、条例を変えるべき、そして届出でなく許可制にという、私の思い、そして上里区民の皆様の思い、紀北町の皆さんの思いだと思います。質問させていただいております。

現実に、町長はいつも条例は機能していると言っておりますが、隙間があったから、今、残土が持ち込まれ、それが問題となって、この夏が来たら2年になります。先ほども、残土が令和5年に持ち込まれました。なのに、いまだに残土はそのままになっております。今こそ、自然と共生の町を目指して、住民目線で住民と共に県外からの一切の残土の持ち込みを禁ずる条例をつくるべきであると思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

このことは何度もお話をさせていただきました。我々としては、盛土規制法なんかは盛土のみの規制になってきます。これは、我々のところは土壌分析表とか土砂の発生元証明、そういったものを求めている条例でございますので、その点については、単なる盛土のことよりも厳しくなっていると思っております。

それと、裁判に勝つための条例ということでございますので、あのときもお話した、憲法第94条、地方自治法第14条第1項、これで法律の範囲内で定めることとなっております。そこで、その条例のつくり方について相当議論しました。あの当時もです。それで、我々としては、裁判に勝つためにどうするのかと。ですよね、訴えられたら、負けたら条例がないの

と一緒に。それに合わせて損害賠償なんかも請求されるかも分からないじゃないですか。だから我々としては、細かい事案ではなしに、条例そのものが憲法違反、法律違反とされることが怖いわけなんです。

それで、土砂に対しては、残土に対しては、その廃掃法の縛りとかも受けておりませんので、移動してくるわけですね。廃掃法のあれがあったマニフェストがあって、そこには入れられないよという話になってくるんですけども、そういう法律的な部分をしっかりと加味した上での条例制定をさせていただいたので、それを入れることによって、憲法、法律に反した条例であると、もう大上段でそこを責められたときに、私は裁判で勝っていく自信がございません。ですから、今のような制限の条例にさせていただいておりますので、これはもう裁判で訴えられたとしても、我々は戦っていく自信がございます。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

裁判で戦って勝っていくということですが、現実にはこういうことが起きております。3月議会、ここ1年半以上、町長とのお話をずっとこの議会の中でしておりますし、先ほどの14条も3月議会でおっしゃっておられました。

その考え方は、法律というのは解釈がすごく難しいと思うんですけども、法律の先占論に基づいたもので、法律と異なる規定を定めることはできないとされているもので、法律の解釈が難しい、そういうものを基に、町長は今、言っておられると思います。

しかし、昨今は、実質的判断説というのもあって、法律と条例の規定内容、目的、趣旨などを比較検討し、両者に矛盾や抵触があるかどうかで判断するということもできるようになっていますし、条例で法律の規則をより厳しくする上乗せ条例、これもいろいろあると思うんですが、あると思います。

そもそも、先占論に立つのであれば、残土を自由に移動できることを保障する法律が必要になってくるのですが、自由に今のところ、残土は移動できるとおっしゃられましたね。その法律はどういう法律で決まっておられますか。お伺いします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

担当課長から答弁いたさせます。

入江康仁議長

垣内環境管理課長。

垣内洋人環境管理課長

法律と町長が言いましたのは、先ほどの廃掃法とか、そういった法律に縛りのないものという形で、残土については廃掃法とかに規定のされないものということで、逆に、このある法律で残土の土砂の移動が自由となっているというような表現はございません。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

自由にできるという法律はないというお答えでしたよね、今。だから、自由にできる法律はないんですから、それを止めることは条例でできると思います。法律がないんですから、法律で縛られていないというお答えでしたね。私のお聞きする2人の専門の方もそうおっしゃっております。

ですから、十分に条例を新しくつくって、県内の残土を止めること、禁止することは、解釈上であっても、そして現実にも可能である。現実には、千葉県の君津市ではつくっております。

そして、もう一つ、私はいつも質問されるので、お伺いいたします。

地方分権一括法があると、私がお聞きしているお方がおっしゃっておられました。これについても、どういう法律であるのか、ご存じであるかと思しますので、お答えください。地方分権一括法です。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

現時点で、詳しいものは持っておりませんので、資料。議会でありますので、間違えた答弁をすると困りますので、答弁控えさせていただきます。

それと、君津市という例を出しましたね。ほかの市町村でも、この残土に対する条例等ございます。恐らく、三重県内でも三重県とか尾鷲市もできているところも、禁止条例になっていないわけなんですよね。ということは、一つ二つあるのは事実です。

その地域でどれだけ腹をくくって、どういう理由でつくったのかは我々分かりませんが、我々は、今、残土がどうなのか、安全なのかどうかという基準が、まず第一にございますの

で、我々といたしましては、そういったものを検査できるというか、町の条例でできるようになっておりますので、そこはやっていきたいと思います。

それと、法律に関しましては、議員おっしゃるのも一つの考えなんです。法律というのは、一つの法律で、二人が争います。弁護士も争います。そういうことからすると、どちらも、私も裁判3つやってきたと前も言いましたね。準備書面を読むと、それぞれ納得するようなことなんです。だから、我々としては、これを負けることによって、こういった条例そのものが否定されるということが、物すごく怖いわけですね。

だから、そういった部分では、憲法や法律を守った中の条例をつくっていく。そういうのが自分の実体験からしてありますので、議員の意見は議員の意見としてお聞きいたしておきます。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

意見としてではなく、本当に先ほどの地方分権一括法に対しても、去年の12月に新しく、110ページですけれども、そちらに置いてきてしまったのであれですけれども、出ております。昨年12月。こうしなさいよというの、残土だけではないんですけれども、いろいろな面に対してですね。

裁判のことにつきましては、私も議員になる前から環境を守るため、紀北町の自然を守るために、いろいろ住民運動の中で戦ってまいりました。裁判もいっぱい行ってきました。私も住民運動の中の一人として参加をし、情報公開を力にして戦ってきて、永田町へも町民の皆さんの署名を持って行ったこともあります。いろいろ戦って、いまだにこういうことで頑張らなくてはいけないというのは、本当に悲しいことで、町長も、そのときは同じ住民団体の方と一緒に戦ったという経験も、また、行政の長としての経験もおありなので、ぜひ、そのところ、住民を守っていただきたいと思います。

この地方分権一括法は、地方自治体の自主性と自立を高め、住民サービスの向上に貢献するものと考えられているもので、地方自治体での問題を国に訴えていくものとなっています。これにより、国も自治体も平等でいられることを保障するものとしての働きが期待されているものです。

私は、国も県も町も平等になったということを、今までも言ってきましたが、その大本には、この地方分権一括法があるんですね。これが一番新しい情報です。参考にしてい

ただきたいと思います。これらを用いれば、県外で発生した残土を持ち込ませないという法律もつくることができます。可能であると、十分に言えます。

そして、新たな一般的にいう盛土規制法において、県は2 m以下は届出にしているようですが、紀北町として2 m以下であっても許可制にして許可をしないとする決定をすることも可能であると考えます。町長の見解をお伺いいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

地方分権一括法も、それぞれの法律の中でできるということを示していく法律でございます。その上の憲法が、法律の範囲内であるということがございますので、そこら辺が解釈の仕方でいろいろな解釈ができる、それは法律の問題になりますと、我々素人が考えることではございません。考えられません。

そういった意味でも、この条例をつくるときに、弁護士のご意見も聞きながらやってきました。そして、議員と一緒に戦わせていただいた裁判も、ある弁護士たちは勝てますよと。これで勝てますと。でも、勝てませんでした。そういうこともございますので、過度の部分については勝てない部分もあるので、8,000人からの署名を集めて、議員は持っていかれたということなんですけれども、そういうことをされても勝てない部分もあるということもありますので、私、勝ったばかりのことを言っているわけではないので、そういう読み方次第で法律というのは、どういう読み方もできます。それを判断するのは裁判所でございますので、我々としては慎重に行っているというところでございます。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

一緒に戦ったのは、もう30年ぐらい前の話ですよ。そういうのを事例にもって。

（「あなたも言ったじゃない」と呼ぶ者あり）

11番 近澤チヅル議員

時代は、経験はあるけれども、そういうこともあるけれども、いまだにしているのが悲しいと言ったんですよ。

そして、そのことがあるからトラウマにさせていただいたら困るんですよ。もちろん、町民のために、勝つために私は提案をさせていただいておるし、何よりも、町民の皆様の命を、

暮らしを守るために、特に命の飲み水の、水源地のすぐ近くのことです。町民の命を守っていただきたい。そのことを申し上げております。

そして、弁護士の方も、30年の間に同じところでとまっております。国の動き、そしていろいろな経験、そういうことでいろいろ勉強されておりますし、今の日本の産業廃棄物とかそのほか環境論について、トップの方の意見を私は伺って、今、お話をさせていただいております。

ぜひ、そのことを肝に銘じていただいて、町長選に出ることも、昨日、表明されました。どうぞ、町民の皆さんの思いを酌んで、このことに対して、できないのではなくて探っていただきたい。再度お願いしたいと思います。

（「答弁を」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

30年前のは、議員もそれらしきことをおっしゃったので、30年前の話して。

これ、相談は今も現役でやっている弁護士の皆さん、三重県でも一番大きいような弁護士事務所と相談しながらやってきたので、過去にとらわれてどうのこうのではないんです。今の。

ただ、先ほども申し上げたように、ご意見としてお聞きして、弁護士とも、今後いろいろなことでもあるときに、そういう相談もさせていただきながらやっていかなければ。今後、盛土規制法の関係でも、少し条例をいじらなければいけない部分も出てくると思いますので、そういったときも、併せて検討もさせていただきたいと思います。

やるということではないですよ。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

できないから、検討というところに一歩前進したと思います。でも、町長の考えはあまり変わらないのではないかと思います。

やはり、町民の皆さんの命も自然も、検討だけでは守れないと思います。町長も頑張ってください、そして、住民とともに住民目線で、笑顔あふれる紀北町、その実現に向かって思いは同じです。私も議員として町に求めるだけでなく、議員として何ができるのか、

議案提案なども含め、また、住民の皆さんとも知恵を出し合って、他の方法も含めて、この問題を真剣に考えていきたいと思います。

そして、本当に今、町民の皆さんの暮らしは大変で、そしてまたこの自然が誇りの紀北町で、本当に目に余る現実がございます。本当に悲しいです。町出身の私の同級生とか知り合いも、メールやショートメール、LINEで、自分の町がそんなになって恥ずかしい、ふるさとに帰れない、そういうメールやLINEもたくさんいただいておりますし、私もその町の町会議員として、町に求めるのだけでなく、自分も何ができるか、一生懸命考えて頑張っていきたいと思います。

ですから、本当にこのこと……

入江康仁議長

近澤議員、時間も。

11番 近澤チヅル議員

はい、見ております。

考えないと、町長に立候補されますが、町民の皆さんの暮らしも命も、町長として守っていただきたい、そういう思いでいっぱいでございます。そして、私も、議員として頑張ります。ここで宣言させていただきます。

町長選の話ではなくて、議員として何ができるのか、新しい方法で、町民の皆さんの不安に応えたいと思います。

最後に、紀北町だけでなく、日本中、世界中、今、不安でいっぱいでございますが、紀北町町長として、また、立候補を表明された町長としてお伺いいたします。最後のご決意をお伺いします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

以前からも申し上げております。町民の皆さんの生命、財産、それから暮らしを守るために一生懸命やっております。その中でいろいろなご意見もございます。お互い知恵を絞りながら住民のためにということで頑張っていきたいと思います。そういった意味からも、議員の意見も聞かせていただいて、参考にできるところは参考に。

現実には、議員の皆さんがお話ししたことは、行政ですので1年遅れとか2年遅れになりますけれども、それぞれ議員の皆さんの意見を酌み取りながら、来年度予算とか町政に反映し

ているところでございますので、ご意見をいただきながら、しっかりしたまちづくりを行っていきたい、そのように思います。

入江康仁議長

これで、近澤チヅル議員の質問を終わります。

入江康仁議長

ここで、10時35分まで暫時休憩といたします。

(午前 10時 23分)

入江康仁議長

皆さん、時間が来ましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10時 35分)

入江康仁議長

次に、4番 大西瑞香議員の発言を許します。

4番 大西瑞香議員。

4番 大西瑞香議員

議長の許可を得ましたので、6月の一般質問を始めさせていただきます。

今回は、未来につなぐ水道事業についてと、带状疱疹ワクチンの町助成について、質問いたします。

では、1点目の未来につなぐ水道事業につきましては、1年前、ちょうど6月にこの質問をさせていただきました。そのときは、配水管とか多くの事業について、全体的な経営改革も含め、質問させていただきました。この後、町民の皆様の関心も高くなってきたのか、この水道事業について重要なことだということで、話をする機会も増えてきてまいりました。

そこで、1点目、水道施設の設備更新状況と現状、課題について。今回については、配水池に絞って質問をさせていただきます。

また、2点目、水道の経営改革について。

この1点、2点を続けて答弁をお願いいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

大西議員のご質問にお答えをいたします。

水道は、健康で快適な住民生活と産業活動に欠くことのできない重要な社会基盤であると認識しております。個人、企業を問わず、日頃から安全・安心な水の供給に努めているところでございます。

議員ご質問の水道施設、特に配水池についてお答えをさせていただきます。

町内には、現在稼働中が14か所ございます。紀伊長島地区で7か所、海山地区で7か所でございます。

今後のことでございますが、水道事業については、最近、特にテレビでも下水管のことなどで大きな穴が開くということで、今日もテレビでやっていたように思うんですが、そういうことから高い関心を持っていただいているところでございます。

水道事業は、全国各地の老朽管による漏水など、よく目にする機会が増えた実感しておりますし、この間も東長島のほうで漏水がございました。急遽、修繕をさせていただきました。

紀北町においては、毎年1億円ほどの建設改良費をかけて耐震管への布設替えをしたり、1,000万円近い費用をかけて施設管路の修繕に対応していますが、なかなか追いつかないのが現状でございます。併せて物価高騰等により工事費も上昇傾向でございます。

例だけを一つ申し上げますと、平成27年度から整備しております三浦の浄水場は、10年かけてようやく整備が終わるというようなことでございますので、大変な予算がかかりますし、年月がかかるものでございます。

今後、施設管路を更新しながら、持続可能な水道事業を実現していくために、人口減少に伴う水需要や経営状況、施設管路の老朽度などを考慮し、優先順位を判断しながら計画的に更新を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

入江康仁議長

大西議員。

4 番 大西瑞香議員

この質問をするに当たり、配水池の耐震状況等の資料もいただきました。これも参考に質問させていただきます。

この配水池というのは、大きな役割がございます。浄水場から送られた水を確保する重要基幹施設でもありますし、水量を時間的な調整をする役割も持ち、また、災害時の給水を確保する、そういう重要な施設であります。

この紀伊長島地区での山居配水池は、区域に水を供給している施設としては、この山居は、東長島、西長島全てに供給している大規模な、この地域でも大きな施設でございます。また、海山の沖見低区配水池におきましても、こちらも大きな容量を持っており大きな施設でもございます。

この施設、2点を中心にお話、質問をさせていただきますが、山居に関しましても、竣工が昭和60年、この沖見低区の配水池についても昭和63年ということで、山居は既に40年が経過をしております。沖見低区については37年ということなんですけれども。

そこでお聞きをしたいんですが、この配水池の寿命といいますか、それは平均的に何年とされているのか、また、この耐震診断年度につきましても、山居についても平成17年ということですので、耐震診断から20年たっています。また、沖見低区の配水池についても平成18年ということなんです。この配水池の耐震の診断については何年をめどに、いつも行われているのか、この2点について、まず質問をさせていただきます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

主に、耐震診断は、平成17年、18年にされておりまして、この耐用年数については約60年となっております。

また詳しいことがあったら、担当のほうから答弁いたさせます。

取りあえずは今の。

入江康仁議長

一旦切りますか。

(「耐震診断の年数、何年ごとって」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

宮原水道課長。

宮原優水道課長

先ほど、町長から答弁ありましたように、耐震診断につきましては、平成17年、18年度に主にやっております。そこから20年たってきておりますけれども、そのときの耐震診断の基準は、その間に東北の大震災、東日本大震災がございましたので、基準が若干変わっている部分もあると聞いております。ですので、何年ということは特にはないんですけれども、今後、見直していく、新たになかったものからになると思うんですけれども、検討していく必要が、見直しの診断を検討していく必要があるかと考えております。

以上です。

入江康仁議長

大西議員。

4 番 大西瑞香議員

この耐震診断についても、特に何年という決めがないというお話なんです、ちょっとよく分からないという答弁だと思うんですけれども。

この耐用年数も60年という答弁で、公営企業法でそう定めているとは思いますが、山居でもう40年たちました。あと20年ということなんですけれども、この20年間をもたせるために、それ以上の寿命を延ばすために、維持管理の徹底とか長寿命化を図っていると思うんですが、その維持管理計画、どういう年数でどういう内容で、この維持管理、点検等を行っているのか、その点の答弁を求めます。

入江康仁議長

宮原水道課長。

宮原優水道課長

維持管理につきましては、年1度、保守点検ということで、主に5月から7月にかけて一斉に順次、紀伊長島、海山を各施設、配水池含めて浄水場、点検しております。電気計装とかいろいろな機器の部分についてはやっております。

あと、配水池本体につきましては、年1回、職員のほうで、現地の目視確認など、コンクリートのひび割れがないのか、状況が変わっていないのかというところを確認しているところでございます。

以上です。

入江康仁議長

大西議員。

4 番 大西瑞香議員

職員の目視も1年に1回ですね。1年に1回で大丈夫なのかなという懸念もあるんですが、それはその企業法等で定められているのか、また、年数が長くなってくると、期間についてもまた検討する必要があると思うんですが、その点について伺います。

入江康仁議長

宮原水道課長。

宮原優水道課長

職員が行う点検につきましては、コンクリートの確認ということで、職員のみで現場に行くものですけれども、先ほども申しました業者による保守点検の際には、同行することもございますし、業者さんだけで行う場合は周りも見ていただいて、報告を受けることもございますので、2回は最低しているということで行っております。

以上です。

入江康仁議長

大西議員。

4 番 大西瑞香議員

その配水池の塗装の塗り替え等は、どういう期間で行っているのかということと、山居も沖見低区配水池もP C構造ということで、この構造についてどういうものなのかお聞きをしたいです。

このP C構造については、耐震性もありということになっています。沖見についても、矢口、中里、島勝、名倉がこのP C構造ということで、耐震性ありとなっていますが、40年たって耐震性ありということなんですけれども、維持管理をしながら配水池の寿命化を図るとい、この耐用年数が60年ということと、耐震性という面ではどういう点で違うのか、その点お聞きしたいんですが。この検査、維持の点検によって違うと思うんですが、そこら辺の説明をしていただきたいんですが。

入江康仁議長

宮原水道課長。

宮原優水道課長

まず、塗り替えについてということで、塗装のこととか言われましたけれども、ここ10年、20年ぐらいは塗装についてはしていないと思います。紀伊長島の山居では過去の書類を見たときには、一度、平成10年前後ぐらいにしたようなものを、記憶ですけれども、見た記憶はございますけれども、ほかではしていないと思います。

あと、維持管理につきましては、特段、配水池本体について何か触るということは、現在まであまりしてきておりません。特に、その近くにある電気設備だとか通信設備だとかいうところにはかけておるんですけれども、やはりご心配のように、耐震で法定耐用年数が60年というところで40年経過しているということで、なかなか不安も増してくるところかとは思いますので、今後は検討していきたいと思います。

あと、構造については、町内の構造で耐震性のあるものはP C構造のみとなっております。

このP C構造というのはどういうものかといいますと、プレストレストコンクリートのPとCの略で、あらかじめコンクリートに圧縮力を加えまして、地震などに発生する引っ張る力を打ち消して、ひび割れの発生を抑制して、水を扱う施設に適しているということで、たるがあると思うんですが、たるをぐっと締めるような、たがで締めるようなイメージで、そういうケーブルが入っているというので、強度を保っているということで、耐震性ありというふうになっております。

以上です。

入江康仁議長

大西議員。

4 番 大西瑞香議員

この配水池というのは本当に重要な施設で、外部からの汚染がないよう、また水漏れがないよう、高い密閉性が求められると思います。また、国のほうからも、水道カルテということで発表されました。その中でも、紀北町は全体的なパーセントとして80%を超える耐震性ということで載っておりましたが、このP C構造以外のR C構造というのがあるんですね。これに関しては、耐震性なしとなっているんですが、その点についての、素人で、なしとなると心配を持つんですが、その点についての答弁を求めます。

入江康仁議長

宮原水道課長。

宮原優水道課長

R C構造といいますのは、P C構造の次にR C構造というものがございまして、これもコンクリートです。主に鉄筋コンクリートで、通常の建築物などに使われている鉄筋コンクリートをイメージしていただければよろしいかと思います。

こちらにつきましては、建設当時、建築当時につきましては、もちろん条件を満たしておったと思いますけれども、基準が変わったことによって耐震性なしという評価をされている

と考えております。

ですので、その補強、今後どうしていくかというところは、新設するのか、補強しながらやっていくのか、あとは緊急遮断弁みたいなものをつけて附帯設備をつけていくのかというところも、いろいろ様々なものがありますので、そこは全体を見ながら検討していきたいと考えております。

以上です。

入江康仁議長

大西議員。

4 番 大西瑞香議員

今もお話にありましたけれども、どこまで長寿命化を図るのかというお話なんですけれども、新たに建設するとなると莫大な予算と年数がかかります。2、3年では無理ですね。もう5年、もっとかかるかも分かりません。そういうことで、この配水池が潰れてしまったら、西長島、東長島、多くの地域が水の確保ができなくなるということは、命を守る水ですので、この町民の安心安全を確保することができなくなるということになります。

そこで、中長期的な2番目の質問に入りたいんですけれども、それを鑑みて、中長期的、60年ということですので、40年たっている山居の配水池、20年後、どういう状況になっているのか、その点のこの計画ですね、どういう計画を持っているのか、町長のお考えと答弁を求めます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

水道事業につきましては、ご存じのように独立採算制でございます。そういったことからすると、20年後もそれほど大きく転換できるような問題ではないと思っております。ですから、監視等を十分行いまして、そして補修すべきようなところがあれば補修していくということでございます。

三浦も、私、やり出してから、結局10年かかっております。担当課とも話しているんですが、ええって、この三浦で10年もかかるんですかと。本来、4年、5年で仕上げなければいけないんですが、独立採算制ということから考えると、これだけ引っ張ってしまったということで、地区の人にはご心配もおかけしたものだと思っております。

そういったことからすると、採算制をとりながら修繕をするということで考えますと、な

かなか計画を立てても思うように進まない部分があります。長寿命化イコール安全を守ることなので、基本的には職員や点検事業者にしっかりと守っていただいて、不具合等があれば直ちに対応する、そういうことをやりながら、根本的な改修にいかなければならないのかなと。もちろん、管路が246kmございます。それを直しながらの話になりますので、なかなか難しい部分もございます。ご理解いただけますと。

入江康仁議長

大西議員。

4 番 大西瑞香議員

町長からの答弁いただきましたけれども、現在、中長期的な計画、一応、何年までつくっているのか、まず、その点お聞きします。

入江康仁議長

町長、指名してください。

尾上壽一町長

すみません。担当課長より答弁いたさせます。

入江康仁議長

宮原水道課長。

宮原優水道課長

平成23年度に策定しました水道基本計画、水道ビジョンにつきましては、その当時で平成38年ぐらい、ごめんなさい、ぱしっと出ません、38年ぐらいまでは計画していたと思います。令和5年度に見直しまして、そこは若干、年度は変えずに県施設の設備を現状のものに更新しただけでしたので、計画的には平成40年手前ぐらいまで計画は立っております。

以上です。

入江康仁議長

大西議員。

4 番 大西瑞香議員

水道は配水池だけではなくて、管路とか、本当にこれからも漏水が増えてくる可能性もありますので、そういう整備をしながら行うということで、もう莫大な費用の要る事業でもあります。その点は私も分かっているんですが、今の現状、果たして本当にこの配水池があと20年もつのか、そこら辺を懸念しているわけなんです。ですので、今後、この点検維持についても、これまでの計画ではなくて、見直していく必要があるのではないかと思います。今

までの40年間の点検の期間ではなくて、この20年間はもっと細かく点検等も計画していく必要があると思いますので、その点も考えて、また計画を練っていただきたいと思います。

そしてまた、この経営に関しましても、今、水道課の職員、5年以上の勤務の職員は何名見えますか。

入江康仁議長

宮原水道課長。

宮原優水道課長

ちょっと聞き漏らしました、何年以上と。

(「5年」と呼ぶ者あり)

宮原優水道課長

5年以上の職員は、正規職員で4名です。

以上です。

入江康仁議長

大西議員。

4 番 大西瑞香議員

この水道課の職員というのは、電力会社の職員とか、一部同じような部分があると思います。24時間体制という、そういう勤務で、気持ちでいないといけないという、そういうところもあると思います。また、国からの今、交付金を取るにも、計画を立てる必要があります。その計画にもかなり時間を要します。そうすると、今の職員数で十分なのか、その点についても4月で今の人数になっていますけれども、町長の、この点の職員に関する技術職、また、正職に関する、この人数に対して適当なのかという、その点について答弁を求めます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

職員だけではできません。だから遠隔のものとかそういったものも活用して、スマホのほうに入ってきたり、そういうことで管理も監視もしたりしております。

そういう中で、民間の力をお借りしないと、とても動かすことができません。それと、水道職員につきましては、毎年募集しておりますが、応募者がゼロでございます。それで、来年度も継続して条件等を考えながらやっておりますけれども、条件を緩和しながらでも募集しないと。これ、うちだけではなしに北勢のほうも、あれだけ大きなところでも、建設関係

とか水道関係の技師が、大変、応募がない。三重県さえもないというお話を伺っております。だから、我々は、来年度、そういう水道事業の職員に対して、違った角度からアピールして、お越しいただき、入っていただきたいと思っております。

入江康仁議長

大西議員。

4 番 大西瑞香議員

水道職員は専門的な部分もありますので、企業の事業継承と同じで、本当に継承していく必要があると思います。また、この経営に関しまして、水道料金を検討する審議会が立ち上がるということで予算にも上がっていました。これに関しましては、審議会が立ち上がったら、どういう形で町民に対しても理解を求めていくのかというお話なんです。どういう内容の結論になるかも分かりませんが、住民に水道事業の現状とか理解の促進、合意形成を図るため、今年ですが、イベントで水道事業の説明、またコーナーも設けましたけれども、このイベントで集まっていただくというだけでなく、広報、チラシ等をスーパーの入り口で配るとか、そういう、こちらから職員が行くという、そういう努力も必要かと思います。広報にチラシを入れても、やはりなかなか見られない方もいますし、そういう努力が、今後、今まで以上に必要になってくると思います。

この審議会が立ち上がればということではなくて、それ以前にも町民に対する促進、水道事業について、今、こういう現状なんだということを知っていただく、そういう取組をもっと推進をしていただきたいと思います。

その点について、答弁を求めます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

おっしゃるとおりでございます。住民の皆さんの理解をいただかないと審議会にかけることもできないと思います。ただ、現実には、今申し上げたように大変厳しい。それを議員もご質問いただきました、前回もご質問いただきました。こういったことで、議場において議論することによって、今の水道事業の切迫感というものが住民の皆様にも見えてくるのではないかと思います。テレビも映りますし、新聞にも載ります。そういったことも踏まえて、住民の皆様にもご理解を求めていきたい、そのように思います。

入江康仁議長

大西議員。

4 番 大西瑞香議員

一部のこの放映を見ている方とか、そういう方だけでなく、多くの町民の方に理解を促す、そういう推進をしていただきたいと思います。

また、日本水道協会が、水道料金に関して水道料金算定要領を作っています。これが本年2月に改訂をされましたが、町独自の算定要領の策定はあるのか、その点を伺います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

担当からお願いします。

入江康仁議長

宮原水道課長。

宮原優水道課長

町独自の算定というのは特にはございません。水道協会の厚い冊子が届きましたので、それを参考にとすることと、近隣市町で聞き取りなどをしまして、どういう基準でやっているか、あと水道ビジョンに対しての投資計画、財政計画を見ながら、どこが損益分岐点なのかというところを見極めながら計画しております。

以上です。

入江康仁議長

大西議員。

4 番 大西瑞香議員

この水道協会の水道料金算定要領の中にも、大体、3年、5年でこの料金について算定を行う、検討するということが言われているんですけども、ずっと、合併をしてから値上げをせずに町民の皆さんのために努力をしてきたという結果なんですけれども、黒字の間にこれまで検討してこなかったということも疑問もありますし、今、ここに来てしまいましたので、赤字にならない経営の間に、この算定するためのこういう審議会も立ち上がりましたので、今後、ますますこの水道事業に対して町民の関心も高くなってくると思います。

最後になりますが、何十年後、この地域に住まわれている町民の方々、未来の子どもたちのために、私たちは使命と責任があると思います。きれいな水を届け、皆様が命をつなぐ、そういう使命と責任があると思います。これまでと違う動きと努力をしないと、町民の命を

守ることはできません。最終的に、財源がという話になりますが、町の責任者である町長におきましては、国においても県においても、昨日もお話が出ましたが、要望を上げて、もっとお話を詰めて、この財源を取って、違う動き、また努力をする必要がますます高まってくると思います。その点について、町長の答弁を、この質問に関して、最後、求めます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

我々、それから水道課も努力して、今の水道料金を合併以来抑えてきたようなところがございす。それも限界に近づいておりますので、今度、水道審議会を立ち上げさせていただいて、料金改定に進めていきたいと思っております。

これは、我々の町の特性でもあるんですけれども、先ほど申し上げました257㎥あるんですね、町自体が。管路が246km。こういう広い、人口の割に広いところを末端まで行かなければいけないということで、なかなか進めづらいのも現実でございす。

そういう中で、先ほどから町村会の話でしてありますが、今、水道の関係の協議会というのかな、そういうのも新たに立ち上げています。それはまだ動き出してないんですが、北勢も入れてなんですけれども。そういうことで、国交省に移ったという機会があったので、所管がね、そこで、我々も期待しました。それで補助率は4分の1から3分の1に上がったんです。上がったんですけども、まだ変わったばかりで予算が動いていない。

だからここで予算を上げていただかないと、県内で取り合いとか、そうなりますので、我々といましては、そここのところをもっともっと上のほうに上げて、これも制限があるので、基幹管路とか、そういった主要な部分、貯水池の遮断弁とか、そういったものに限定されて上がった部分がございすので、我々としては、以前は冠水のところは過疎債が使えた、そういったこともあったんですが、そういうのがなくなってしまったり、いろいろ制度が、国のほう、変わっています。

我々としては、市町が整備しやすいような制度にしてください、財源を確保してくださいというのを町村会からも要望しておりますし、今度、これから活動していく水道、下水道の関係の部分でも国のほうへ積極的に要望していくという流れになっております。

入江康仁議長

大西議員。

4 番 大西瑞香議員

今後、議会のほうも執行部と協力をしながら、この点、要望活動も含め行っていく必要があるのかなと思います。

それでは、次の質問に移ります。

带状疱疹ワクチンの町助成について、質問いたします。

1、带状疱疹ワクチンの予防接種費用助成についてであります。これも以前質問させていただきました。その後、国の定期接種が始まったわけですが、改めて、この带状疱疹について少し説明をさせていただきますが、50歳から80歳までに3人に1人が発症すると言われており、ストレス、免疫力低下が引き金になり発症すると言われています。本当に現代人が罹患する確率の高い病気であると思います。

この2種類のワクチン、生ワクチンは1回接種8,000円から1万円ということで、この持続は5年程度で4割と言われています。また、2回接種する必要のある不活化ワクチンは1回2万円から2万2,000円必要ということで、2回で4万円から4万4,000円要するというのですが、予防効果も高く、持続は5年で9割程度、10年で7割程度と言われています。

今回、国の定期接種が始まりましたが、その点について、詳しい割合等の説明と、町長のお考えをお聞きしたいんですが、町助成についてどのように考えてみえるか、この点について伺います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

带状疱疹のワクチン接種ということでお答えをさせていただきます。

以前、議員からご質問いただいたときに、たしか私、答えさせていただいて、国のほうもそういうものであれば、きっと制度としてつくっていただけるのではないかなという答弁をしたのではないかと記憶しておりますが、そのような方向で、今、定期接種が始まったところでございます。

このことによりまして、紀北町で対象となる方に周知をさせていただきまして、希望される方の接種を開始しているところでございます。

まず、対象となる方につきましては、65歳の方と、それ以上の方は5歳年齢ごとの70、75、80、85、90、95歳の方及び100歳以上の方となっております。

ワクチンは、生ワクチンと組み換えワクチンの2種類がございますので、医師等と相談して選択していただきたいと思います。

また、自己負担金につきましては、インフルエンザ等と同様に約3割の負担とさせていただいております。生ワクチンは3,000円、組み換えワクチンは1回7,500円で2回の接種が必要なので1万5,000円といたしております。

対象となる方の年齢を引き下げる等の町単独の補助についてでございますが、65歳未満の方でも带状疱疹を発症する方も多く、神経痛で苦しんでいる方もいることは認識しております。

いずれのワクチンも50歳以上の方に予防効果があるとされておりますが、定期接種が始まったばかりのところですので、今後の検討とさせていただきたいと思います。

入江康仁議長

大西議員。

4 番 大西瑞香議員

単独の自治体の補助になりますと、補助を受けて50歳代で受けた場合は、今後、この国の定期接種の補助は受けられないという、そういうお話であります。ですが、この65歳からの5歳刻みなんですね。そうすると、60歳、61歳、62歳とかそういう間の方、71歳、72歳、そういう方に補助は行かないんですね、この国の定期接種ですと。その点の方々をフォローするため、町の補助をお願いしたいという、今回はそういうお話なんです。選択肢をつくってほしいんです。国の定期接種を受けるのか、その間、5歳刻みの間の方が町の補助を受けて接種をするのか。5歳刻みを待っていると、4年、5年待たないといけない方が多く見えます。そういうことで、今回、また質問をさせていただきました。

現在、定期接種が始まったばかりで、検討というお話でしたが、再度、町長の答弁を求めます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

おっしゃるとおりで、私も外れております。打てませんので。

これはあくまでも補助をいただきながら打とうということなので、打とうと思えばそのままの料金では打てると思うんですが、そこのところを十分理解しておりますので、今後の検討課題とさせていただきます。

入江康仁議長

大西議員。

4 番 大西瑞香議員

今後の検討課題の結論を期待をしたいと思います。

前回、質問させていただいたときに、補助をした場合の町の試算、医療費を試算すると幾らになるという、補助をすればこれだけの医療費が軽減できるという、そういう試算もお届けをさせていただきました。

この带状疱疹については、本当に多くの方から、直接、町長に要望書を出させてもらおうかなという、そういう動きもあるくらいです。この後遺症に悩む方は仕事もできない方も大勢見えます。町の労働力不足の中で、仕事ができなくなる、後遺症がある、そういう方を救うためにも、今後、町の補助も検討を、ぜひ、お願いしないように議長からありましたが、お願いしまして、今回の質問を終わりたいと思います。

今回、水道事業、また带状疱疹ワクチンの町助成ということで、町民の暮らしに関わる重要な課題でありますので、今後、検討を、またよい判断の結論を求め、私の質問を終わらせていただきます。

入江康仁議長

答弁はいいですね。

4 番 大西瑞香議員

はい。答弁はいいです。

入江康仁議長

これで、大西瑞香議員の質問を終わります。

入江康仁議長

ここで、11時25分まで休憩といたします。

(午前 11時 15分)

入江康仁議長

それでは、休憩前に引き続き、時間が来ましたので、会議を開きます。

(午前 11時 25分)

入江康仁議長

次に、5番 原隆伸議員の発言を許します。

5番 原隆伸議員。

5番 原隆伸議員

皆さん、こんにちは。

通告に従い、議長の許可を得ましたので、6月議会の最後の質問者として一般質問をさせていただきます。

私の質問は、1として、紀北町の環境対策と森林保全と防災についての6項目の質問と、2として、紀北町の防災や一次産業及び直営業務への提言としての3項目の質問です。

質問は一問一答で行いますので、よろしくお願いします。

答弁については、再質問、再々質問などさせていただくことがありますので、よろしくお願いします。

それでは、紀北町の環境対策と森林保全と防災について、質問いたします。

この1番については、平成30年6月議会定例会で可決されました、「自然と共生の町」宣言、これに基づいて質問させていただきます。

従来、紀北町には、県外残土の1,000㎡未満の盛土や1,000㎡以上の無届けの残土搬入が行われており、現在、上里では生活環境の保全に関する条例に基づく全量撤去の措置命令が出されております。

1番として、現況の状況となっていますけれども、現況の取組状況について、所見を答弁願います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

前者議員が同じ質問でございましたので、全く一緒になると思いますが、よろしくお願いしますを申し上げます。

措置命令の履行期限が3月28日となっておりまして、残念ながら是正措置が行われませんでした。その後、4月21日に事業者に対して催告状を发出しましたが、連絡もない状態です。そして、5月14日に三重県尾鷲警察署に告発状を提出し、受理されたところでございます。

入江康仁議長

原議員。

5 番 原隆伸議員

撤去への取組について、言いにくいところもあるかも知れませんが、言える範囲でお答えいただいたら幸いかと思います。住民は、その辺を一番心配していますので、よろしくお願いします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これも先ほど答えたのではないかなと思っているんですが、事業者に対して求めていきますし、また、土地所有者に対しても求めてまいります。

入江康仁議長

原議員。

5 番 原隆伸議員

ここから先、言うこと、答えにくいところもあるかと思いますので、2番の条例を含む改善点について、答弁願います。

ということで、今回のような事態がなぜ起こったのか。条例の実効性を強化しなければならないと思います。そこら辺について、答弁を求めます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず、条例がどのようなことで定められたかということでございます。県外建設発生土の禁止につきましては、建設発生土の処分や移動は法的に制限されているものではございません。町条例や県条例をつくる際にも十分議論させていただきましたが、県外発生土という理由だけで禁止することは適切ではないのではないかとということでございます。

単に、県外発生土を規制するのではなく、本条例では土砂の埋立て等を行おうとする場合、町への協議と届出に併せ、町外で発生した土砂である場合には、土壌分析表、土壌等発生元証明書を発生元ごとに提出しなければならないとしておりまして、同等以上の抑止力はあると考えております。

以上です。

入江康仁議長

原議員。

5 番 原隆伸議員

これは、この紀北町の条例は、「自然と共生の町」宣言が基礎になっていると思います。
この中で、事業者責任というのがございます。この事業者責任のところを規定したのが条例
となっているはずですが、その辺についての認識をお伺いします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

「自然と共生の町」宣言は、条例をつくる以前に、自然と共生していくことが大事だとい
うことで宣言をさせていただきました。その中で、議員おっしゃるような部分もございまし
て、規制条例というような形になろうかと思いますが、制定をさせていただきました。

入江康仁議長

原議員。

5 番 原隆伸議員

今回、開発行為の届出、紀北町生活環境の保全に関する条例、第7条、開発行為の届出と
いう項目があります。次の各号に定める開発行為（以下「開発行為」という。）をしようと
する事業者（以下「開発事業者」という。）は、あらかじめ町長に届出をし、第3項に規定
する事項を届け出るほか、規則で定める事項を届け出なければならない。という項目があり
ます。

今回、この届出はなされていない、まず第一に、ここがあらうかと思うんですけれども、
ここについての認識をお伺いします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

既に政治倫理審査会とか、そういった場でもお話させていただいておりますが、担当課長
より答弁いたします。

入江康仁議長

垣内環境管理課長。

垣内洋人環境管理課長

町長が申し上げたとおりなんです、第7条で開発行為の届出は……すみません。

議員おっしゃられたとおりの、次の各項に定める開発行為をしようとする事業者は、あらかじめ町長に届出をし、第3項に規定する事項を届け出るほか、規則で定める事項を届け出なければならないとなっており、事業着手前に届出をしなければならないものと認識しております。

入江康仁議長

原議員。

5 番 原隆伸議員

今、質問している内容については、条例を含む改善点があるのかどうか。今の条例に欠けたところはないのか。そこら辺を点検していただきたく、質問しているところでございます。

第17条に地位の継承というのがございます。第7条の届出をした開発事業者の地位を継承しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ町長に届け出なければならないという項目がありますけれども、現在のような事業者と規定する場合、地位の継承というのは、これ認めるべきではないような気がするので、ここの第17条は変更する、もしくはもう少し、再考を検討する必要があるのではないかと思います、そこら辺どうでしょうか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

担当課長から答弁を。

入江康仁議長

垣内環境管理課長。

垣内洋人環境管理課長

議員おっしゃられる17条の地位の継承につきましては、今回の場合を除いて、正当に第7条の届出をされて、条例に基づいた事業を行っていただいている事業者に対しては、これは有効だと思いますので、この17条自体を削除する必要はないと考えます。

入江康仁議長

原議員。

5 番 原隆伸議員

だから今回の場合を除いたら、除く理由をここに明記する必要があると思う。要するに、今回の場合を除いてという表現を使ったんですから、そういう場合、これは当てはまらないよという項目を追加する必要があるということです。

それと、第22条に審議会の設置というのがございます。

町長は、環境保全施策の推進及び開発配慮事業者の開発行為に関する事項を調査審議するため、紀北町環境保全審議会（以下「審議会」という。）を置くことができる。

審議会は、町長の諮問に応じ調査及び審議する。

審議会は、前項の調査及び審議において、参考人を招致して意見を求めることができる。

この審議会は、なぜ開かなかったんですか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず、根本的な部分で、届出が出されていないんです。届出に対する審議を行うので、届出が行われていないので、そのところは審議会を開くことはなかったと思います。

ですから、条例での規則以前の問題で、我々、告発をさせていただいたということです。

入江康仁議長

原議員。

5 番 原隆伸議員

届出についての明細ですね、届出を町長にしなければならない。その届出事項について、詳しくご説明願いたいんですが。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

事項のほうは記載してあると思うので、後で課長に答弁をいたさせます。

そういった届出がない事案でございますので、そのことについてどういうことを届けるかどうかということまで至らなかったということです。

担当課長から答弁いたさせます。

入江康仁議長

垣内環境管理課長。

垣内洋人環境管理課長

開発行為の届出なんですけれども、紀北町生活環境の保全に関する条例施行規則の第7条で定めております。

読み上げます。

開発行為計画書、事業区域を示す図面及びその付近見取図、公図の写し及び周囲の土地利用状況、開発行為をしようとする者が法人である場合はその法人の定款及び登記事項証明書、土地の登記事項証明書、開発事業者が事業区域の土地の所有者等でない場合は開発行為の事業契約書の写し、事業区域に係る土地権利者の承諾書及び印鑑登録証明書、事業者の印鑑登録証明書、開発行為に係る搬入経路図及び付近の路面等の状況が確認できる現況写真、現況平面図及び現況縦横断面図面並びに計画平面図及び計画縦横断面図、事業区域の境界明示図または境界杭確定図及び境界杭の写真、条例及びこの規則を遵守し当該事業により道路・水路等の公共施設を破損した場合は早急に復旧することの誓約書、工程表、道路管理者との協議済み書類、関係地域の住民及び事業区域に隣接する土地所有者への事業説明経過書類、その他町長が必要と認める書類及び図面、となっております。

入江康仁議長

原議員。

5 番 原隆伸議員

搬入残土の内容証明の提出というのもありましたよね。分析表とかそういうのが、たしか定められていたと思うんですが。

よろしくお願いします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

協議と届出に併せて、今、議員ご指摘の土壌分析表、土砂等発生元証明書、これも提出を求めます。

入江康仁議長

原議員。

5 番 原隆伸議員

私が一番聞きたかったのはそこなんですよね。

前もって、町長に届出するときに、話合いの場にそれを出さねばならない。それも出さずに搬入しているということが問題域の要点だと思います。そこら辺を含めて、土質性状の見直しの必要性があるというところから、1点、説明させていただきます。

紀北町生活環境の保全に関する条例施行規則ですね。これの10条に、土地埋立て等で必要な処置として、土地開発事業者は、条例第10条第1項第1号に規定する埋立て等に使用する

土砂等（以下「当該土砂」という。）が安全であることを証明するため、次に掲げる書類等を、埋立て開始前までにあらかじめ町長に提出しなければならない。

（１）町内で発生した当該土砂（町外で発生し一時保管や仮置き等がされたものを除く。）にあつては、発生場所ごとに発生元が特定できる書面。

それから２番目として、町外で発生した当該土砂にあつては、発生場所ごとに次の書面。
アとして、土地の所有権その他の権限に基づき当該土砂を発生させる者が発行する土砂等発生元証明書（様式第14号）、イ、当該土砂が第３条に規定する基準内の土砂等であることを証するもの、ウとして、当該土砂が改良土のときにあつては、水素イオン濃度が基準内の範囲であることを証するもの。

別表として、第10条関係で、土地埋立て等の構造基準として、埋め立てる土砂等の性質として、（３）として、前号の建設発生土が改良土のときにあつては、水素イオン濃度指数４以上９以下の範囲という定めがございます。

ここで、搬入された土砂がどういうものか知るため、その書類どおりのものが搬入されたかどうか確認するためには、当該土砂が改良土のときにあつては、となっていますけれども、改良土以外のものを持ってくると言われていても、改良土が入っている可能性もございますので、これは当該土砂が改良土のときにあつてはという条項は、これは要らないと思います。

それで、水素イオン濃度、この分析費用は非常に安い費用でございますけれども、それと私が以前のこの条例制定前から言っているのですが、pHと電気伝導率を測れば、これ分析にかかる費用は2,000円内外かと思う、この２項目でですね、なっていると思うんです。この２つを測ることによって、概要を推測することができる可能性があります。これをしないで、今、分析して、30万円ぐらい使っていますけれども、これはもっと安い分析で多くのところから採取することをすれば、より土質の本質に迫り得る可能性があるかと思います。

そこら辺について、町長の答弁を求めます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

土壌分析表、そういう環境のことは、本来、事業者が証明するものでございます。その中で、紀北町がなぜお金を払ってやったかという、地域の皆様が不安であったので、そんなpHとか電気伝導率だけでは満足することはないと、私は思っておりますし、地域に寄り添ったやり方としては、お金がかかっても、地域の皆様の要望のものを地域の皆様とともに土

砂を取らせていただいて証明した。こういうことをやらないと、pHと電気伝導度だけというスタートの仕方だったら、地域の人も恐らく満足しないと思います。

入江康仁議長

原議員。

5番 原隆伸議員

本来、性状とかそういうものは届け出る必要があるんですが、届け出なくてできるというのは、要するに、1,000㎡未満という方は除外業者になりますけれども、除外業者になって、物質の本質がつかめないのであるならば、そこら辺はもう一度、根本から考える必要があるのではないかと。

また、1,000㎡以上、無届けでやっている人なんていうのは論外である。何を考えているのかと言いたい。それについて、町長はどのようにお考えか、答弁を求めます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

1,000㎡未満ということで、地域の人が不安であったので、そのところも全部調べさせていただきました。

それと、本人がなぜということは、本人に聞いてください。

入江康仁議長

原議員。

5番 原隆伸議員

だから、1,000㎡未満の人も、1,000㎡であちこちらやっているということは、裏を返せば、私は一切責任は持てませんよということを意味するんです。そういうことも考えて、そういう届出をしていない業者については、もっと監視できるような体制を考慮する必要があるのではないかと。

それと、現在、土質については、提出する届出者として、届け出る必要はあるんですが、それをしていないから、今、町として分析しているんですよと言っていますけれども、まず本質に迫らないといけないのですから、本質に迫るためには、いろいろなところを測る必要があるわけです。5か所とか10か所とかありますけれども、本来、測ってほしくないものは測りにくいところにあるはずですので、それを見つけ出すためには、安い金額で多くの場所をチェックする、そこに異常がみつけれられるということでございますので、いくら住民

のことを考えても、町長の言っていることは無駄遣い、要するに、業者をもっと指導すれば、そういうお金は払わなくていいはずです。そこら辺、チェックできるような条例に、もう少し見直す必要があるのではないかと。そこら辺についてどうでしょうか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

何度も申し上げますけれども、残土につきましては、土壤汚染法とかそういったものがあります。そういったもので移動可能な土ということで、こちらのほうに来ているわけなんです。我々としては、それでも不安であるから、こういう条例において、土壤分析表とか発生元の証明書を出してくださいよという、厳しい条例をさせていただいておりますので、そこら辺も十分考えた上でのございます。

ただ、今、されているのが、紀北町の中では9か所ぐらいさせていただきました。これも、詳しい検査を住民の皆さんにお示しするからこそ、少しではあるとは思いますが、安心が図れたのではないかと考えております。

入江康仁議長

原議員。

5 番 原隆伸議員

それでは、2番目に行きます。小さい2番目ですね。防災と環境対策についてです。

すみません。3番ですね。失礼しました。

環境と森林保全・河川災害防止の観点からの今後の取組について、町長の所信を答弁願います。

入江康仁議長

項目はどこですか。

1番の。

(「1の」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

③ね、はい、分かりました。

尾上町長。

尾上壽一町長

森林は、手入れを怠ると山崩れなど起きやすくなるので、適正な森林の管理は重要でござ

います。

そのような中、林業経営に適さない、手入れが行き届いていない私有林におきましては、森林環境譲与税を活用して、本町が間伐を実施しているところでございます。

また、本町といたしましては、豪雨や台風などで異常があった場合には、関係者と連携して指導をしてまいるということでございます。

入江康仁議長

原議員。

5 番 原隆伸議員

「自然と共生の町」宣言の中から、環境及び森林保全、河川災害防止の観点からの見方を考えると、今、天候不順とか気候変動がございまして、豪雨、台風、それから地震などを考慮されると思います。そういう中で、どれをとっても、考慮されるのは、倒木によって根っこごと崩落するというようなことが十分考えられます。

そこら辺で、崩落防止対策をどのようにしていくか、非常に難しい問題があろうかと思うんですけれども、それで、今、一部には、残土を置いているところもございます。そこら辺の残土の崩落について、点検をしていく必要があろうかと思うんですけれども、そこら辺を含めた取組を答弁願います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

点検については、毎月、点検をしております。また、それと、大雨等が降った後は、その状況を確認しに行っております。

入江康仁議長

原議員。

5 番 原隆伸議員

それでは次に、防災の観点からの環境汚染防止対策について、答弁願います。

特に、この問題については、地震、台風、それから豪雨、この災害を防止するのに、現在、置かれている残土とか、その辺、河川、崩落した場合の河川堆積、もしくは木材の端なんか引っかかる、そのことによって氾濫及び破損など起こる可能性がありますので、この辺りの対策について、どういうふう考えているか答弁願います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

地震、台風とか自然災害については、それは未然防止がまず第一でございますが、起されば速やかにそういったものに対応する、対処するというのが基本でございます。

それから、そういったものに対しての、これは残土であろうが山であろうが、やっぱり所有者責任、行為をしてそういう熱海のようなことになれば行為者責任、そういったものになるかと思います。

入江康仁議長

原議員。

5 番 原隆伸議員

それでは次に、観光に関する観点（熊野古道や銚子川）からの防災上の対策について、広域的な取組についての所信と施策について答弁願いますというふうになっていますけれども、分かりにくいと思いますので、熊野古道の防災上の観点及び美観上の観点から行くと、先般、熊野古道のイコモスですか、三県会議なんかありまして、特に今回、熊野古道の伊勢路を世界遺産にしたいという動きもありますので、そうなってくると一石峠に置いてある残土、これが非常に景観を害する、また、崩落の危険性もあるという問題がございます。

ここら辺について、どのようにお考えか、まず一石峠の件から答弁願います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

景観等についても、法律の中でどこまでできるかという話になりますので、そのところは、法律上の問題、そういった世界遺産登録の問題等で議論していくべきだと思っております。

入江康仁議長

原議員。

5 番 原隆伸議員

その中で、広域的な取組の中で解決していただきたいと思います。

銚子川については、今、クチスボダムの上流に残土が置かれています。この間から、その残土について洗掘されて崩落の恐れがある、もしくは越流して洗掘され崩落する可能性を秘めているというようなところがございます。そしてまた、オートキャンプ場に行って聞いた

話では、最近、銚子川が心配になってきたという話を聞きます。

そこら辺で日本一の清流、銚子川を守るために、どのようなことを考えて、どうして
いこうとしているのか、そこら辺の答弁をお願いします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

自然というものが、残土のみならず大変な被害を与えるものでございます。そういった意味では、残土は、我々は、この地域に持ってきてほしくないという思いからあの条例をつくりましたので、我々の思いが、今、それで事業をしている人に届けばいいなと思います。

それと、銚子川がという話なんですが、私、消防団ですっといつも銚子川を見てまいりました。堰堤のところをご覧になったことはありますか。私は毎晩、町長になってからも、台風ときはあそこを見てから来るんです。真っ黒です。残土がどうのこうのという問題ではないです。そういう状況が自然なので、我々としては、自然に対してなかなか手を打てない部分がございます。

入江康仁議長

原議員。

5 番 原隆伸議員

自然の荒れたのは激しい流れになりますから、大体、川に沈んでいるものは流されていきます。残土については、豪雨がいつきの短時間に起こった豪雨の場合だと、流れ切らずに1か所に滞留する、川の流れのある部分に残るというようなことがあります。こういうものは、軽いですから、時間がたてば沈みます。沈むけれども、その軽いものは、人間が行けば浮いてきます。川が汚れます、ということでございます。その辺りの取組について答弁願います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

なかなか答弁しにくいご質問でございますけれども、本当に、あの川を見てください。砂がどうのこうのというものではないです。私、本当にあそこに立っていると恐怖を覚えます。ですから、残土のような細かいものなんかもう流れていきます。

それは、議員がおっしゃるのは、ちょっと降ったときに、砂が来たときに、下に堆積する

というような状況ではないかと思います。

本当に、銚子川というのは不思議な川で、冬は水がなく、夏はとうとうとしております。そういった中で、一雨降ると、降って、内山りゅう先生なんかの話だと、2日、3日するとすごくきれいな銚子川になるということもございますので、それでよほどの影響が出てくるとは、今現時点では、先ほどのお話でも心配だということでございますので、我々としてもそういったものは見守っていきたい。そして、そこが原因として起因するものであれば、その所有者等にもお話もしなければいけないかなと思いますが、自然の山というのもたくさんございます。そこをご理解いただきたいと思います。

入江康仁議長

原議員、今、一般質問の途中ですが、ここで時間があれなので、昼食のため、午後1時まで休憩といたしたいと思います。

入江康仁議長

それでは、休憩といたします。

(午後 0時 02分)

入江康仁議長

それでは、時間が来ましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時 00分)

入江康仁議長

それでは、5番、原議員、どうぞ。

5番 原隆伸議員

午前中のところでちょっと残ったものがございますので、続きをさせていただきます。

5番の銚子川の濁りのところで、町長から、そんな濁りと思われるようなものは発生していないというようなことを言われたんですけども、私は、ある時期、尾鷲から海山まで何

回も行きました。その時期は、ちょうど夏だったのか、集中豪雨みたいな短時間に降る日が多かったです。そのときに、初めはあまり濁っていない、それで徐々に濁り出して、最初のときに濁りがだっと出るのかな。それで雨が降って流されたら、徐々にきれいになってくるんですけれども。それで、雨が降りやむと、流れの中腹にたまっているんです、ある1か所に、濁りが。そこを通りかかって、投網を打っている人がいまして、投網を打ったら、わっと白い濁りが上がってくる。私も長靴履いて行きましたけれども、長靴履いて入ったら同じように濁りがある。

だから、自然というのは思ったとおりに降ってくれませんので、いろいろな降り方をします。多く降ってくれば流されますけれども、僅かな感じだと滞留するわけです、真ん中に。それが時間の経過とともに沈殿しますから、非常に軽いものが沈殿します。そうすると、何かの拍子にわっと上がってきます、汚れが。だから、多く、早い流れになればそういうものは流してくれますけれども、そういうときばかりでもない。夏のお客さんが来ているときに、そういう現象が起こる可能性を十分秘めている。そこら辺まで考慮の上で、物事に対処する必要がある。それが日本に誇る日本一の清流である。それを守っていくためにはどうすべきか。もっと真剣に考える必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほども言いましたが、あれは台風等の状況等を述べさせていただきました。また、自然に対する対応でございますけれども、そここのところは、人力では、人知というか、なかなか難しい部分がございます。今、夏場でも平尾に行きますと、人が多く入ると、やっぱり下の砂が巻き上げられますので、そういった状況もあるのが、その堆積しているものが何なのか、残土なのか、普通の自然の砂なのかは私は分かりません。

そういった意味からして、今、議員ご指摘の部分があったとしても、それを、その川に来たものをどうするというすべはないのではないかと思います。

入江康仁議長

原議員。

5番 原隆伸議員

この5番は広域的な取組についてということでございますので、あれこれ言うよりも問題を解決するにはどうしたらいいか、広域的に取り組んでいただきたい。

次に6番としまして、農林水産業における森林の保持施策について。

これは、森と緑の交付税とか環境譲与税とかいろいろありますけれども、ここら辺で森林の保持のための対策をどのようにやっているのか、そこら辺の答弁をお願いします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、森林の環境保持についてでございます。

これが森林環境譲与税が設立された経緯でございますが、林業については採算制の低下、所有者不明の森林の顕在化、担い手不足など数多くの課題を抱えているところでございます。そういうことから手入れ不足の森林が増加しております。

その一方で、森林には国土の保全や水源の涵養などの機能があり、これらの機能を生かすには、森林整備が重要でございます。

本町では、森林環境譲与税を活用し、林業経営に適さない、手入れが行き届いていない私有林の切捨て間伐を実施しているところでございます。

入江康仁議長

原議員。

5番 原隆伸議員

山を持っている人でも、林地とかそんなものが分からないものですから、どうしていいかというような方もおられると聞きます。そういう人たちが町へ行って相談しようと思うような気持ちになるように、その辺り、そういう人たちがどういうようなことをしたらいいのか、答弁願えれば幸いなのですが。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

担当課から答弁いたします。

入江康仁議長

高芝農林水産課長。

高芝健司農林水産課長

お答えをいたします。

森林環境譲与税ですけれども、令和元年度に、繰り返しになりますけれども、手入れが十

分に行き届いていない森林の整備を各市町村で進めていくための森林経営管理制度という制度が国でつくられております。この制度に基づきまして、譲与税も活用して、本町では、まず、境界の明確化、それから面積調査、その後、町長言われましたけれども、手入れが行き届いておらず管理も自分でできないよと、利益も上がらない森林につきましては、本町で間伐を、所有者に代わりしております。

また、所有者が自分でもう管理できないよという山であったとしても、採算が取れるという山もございます。そういった山につきましては、森林組合を初め町内4業者がおりますけれども、県の認定を受けた4業者に森林の整備、間伐をつなげる取組を、担当課としては続けております。

以上です。

入江康仁議長

原議員。

5 番 原隆伸議員

この一般質問を聞いている人が、町へ行って相談しようというような気持ちになる人もおられるかも知れませんので、その辺り、町のほうで最善の方法を提示していただければと思います。

それで1番を終わしまして、2番目の紀北町の防災や一次産業及び直営業務への提言ということで、防災上の問題点の把握や事後の状況把握のために、今後、ドローンの活用は欠くことができない要素となる可能性があると考えますが、町長の所信と施策について伺いたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ドローンの活用ということでございますが、今もう、ドローンがいろいろなところで活用されているところでございます。

ドローンは、災害時にも被災状況の調査、物資輸送などでも幅広く活用され始めておりまして、災害現場から距離を取りながら撮影ができ、安全性の面からも有効だと認識しているところでございます。

本町では5台保有しておりまして、災害時の活用方法等や運行する上での規制等について勉強し、活用を考えております。

入江康仁議長

原議員。

5 番 原隆伸議員

予防防災としての取組と、災害後の状況把握についての取組について、今、ドローンが5台あるということですので、今、紀北町にはその1級の免許を持っている、1級ではないですね、2級の免許を持っている人とか、職員におられますか。おられたら何名ぐらいおられるのでしょうか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ただいま、紀北町にはございません。そういった資格等が要るような業務にドローンを活用しておりません。

入江康仁議長

原議員。

5 番 原隆伸議員

一次産業への人件費の負担軽減や効率向上への取組について、このドローンの活用というのは考えられると思うんですけども、また、紀北町の職員のドローンの国家資格ですね、これの補助とか何かして、職員で資格を持っている人が立ち会いすることと、全然知らない人間が立ち会いすることでは全然違ってきますので、使われる予算も、免許を取っている人がおれば安くなる可能性が強いと思いますので、その辺りで今後のドローンの有資格者の育成と、それからそのための補助、そういうことは検討する予定がないか答弁願います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほども申し上げたんですが、活用の仕方次第で、もしそういうものが必要になろうかということがあれば、研修にも行かせることもできますが、なかなかそういう資格の要るほどの高度なドローンの活用は難しいのではないかと考えております。

そういうことからすると、現時点で研修に行かせるという考えはございません。

入江康仁議長

原議員。

5 番 原隆伸議員

去年、プールのときに、黒浜海岸へ行っただと思うんですが、そのときヤシの木が背が高くて、高所作業車がなければ仕事ができないような木が10何本か何かあったと思うんですが、それをドローンでワイヤか何かを引っかけて、ヤシの木の枝ですので、ロープかけておいて引っ張れば落ちてくるはずですので、そういう使い方が安くできる可能性、直営の人たちが持っていれば安くできるのではないかなと思うんですけれども、その辺りを答弁願えれば幸いですと思うんです。

加えて、今、ドローン、民間ですけれども、民間の場合に助成金というのがあると思うんですけれども、その辺り、分かれば答弁願えれば幸いですけれども。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ヤシの木とか木を引っかけるような、大型のドローンを、今、町も所有していませんし、この後も、なかなかそのために、物すごく高価なので持たないで、その都度都度に専門業者、例えば高所クレーンとか、そういうドローンが必要ならドローンが必要な活用の仕方をすればいいのではないかと思いますので、職員がそういった業務に就くこともですし、ドローンを紀北町が、恐らく何百万円すると思うんです、そういうドローンというのは。そうではなく、今やっている、例えば、農林とか建設とかいろいろなところが活用の仕方、これは継続して、ドローンというのは本当に便利な部分がございますので、やっていきたいと思いますが、現時点では、そういった大型ドローンについての考えを持ち合わせておりません。

（「補助ね」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

追加。

尾上壽一町長

答弁不足のところは担当にいたさせます。

入江康仁議長

佐々木総務課課長補佐。

佐々木猛総務課課長補佐

お答えいたします。

助成金についてでございますが、例を1つ挙げますと、人材開発支援助成金というものが

ございまして、こちらはドローンの国家資格を取得する際にいただける助成金ではございません。新規事業の立ち上げなどの事業展開に伴い、事業主が雇用する労働者に対して新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練を計画に沿って実施した場合等に、その賃金の一部を助成するというものでございまして、ただし、こちらのほうは民間事業者と雇用契約を結んでいる方が対象でございまして、地方自治体は含まれないと思われまます。助成の割合につきましては、最大75%というようなものでございます。

以上でございます。

入江康仁議長

原議員、時間も来たので、まとめに入ってください。

原議員。

5 番 原隆伸議員

ちょっとお聞きしたいのが、町長、ドローンが5台あると聞いたものですから、私、言ったんですけれども、私の聞き間違いだったんですか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

答弁不足で。

5台あります。ただ、そういう業務用の大型のドローンではないということです。

入江康仁議長

原議員。

5 番 原隆伸議員

先ほど言ったようなことは、そんな大きな太いロープではなくても、引っ張れば、力がかかれば外れるものでございますので、ヤシの木の葉っぱの枝というのは。普通の枝と違いますので、その辺り、また。

それであと、ドローンについては、いろいろなほかにも補助金がございますので、もう私、時間ありませんので、インターネットで皆さん調べていただければ、案外、役に立つ補助金があるかも分かりませんので、皆さん、研究していただきたいと思います。

それでは、これをもって、私の一般質問は終了させていただきます。

どうも失礼しました。

入江康仁議長

それでは、これで、原隆伸議員の質問を終わります。

以上で通告済みの質問は全て終了いたしました。

入江康仁議長

本日はこれで散会いたします。

どうも皆さんご苦労さまでございました。

(午後 1 時 17分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 7 年 9 月 19 日

紀北町議会議長 入江康仁

紀北町議会議員 平野隆久

紀北町議会議員 脇 昭博